

執筆者:

E-mail✉ [野村 高志](#)E-mail✉ [木下 清太](#)E-mail✉ [朱 擎龍](#)

1. はじめに

2022年8月1日、中国で改正独占禁止法(以下「改正独禁法」といいます。)が施行されました。中国で初めてとなる独禁法改正であり、2008年8月1日に施行された中国独占禁止法(以下「旧法」といいます。)からの重要な変更点も相当多く、中国国内はもちろんのこと中国国外でも注目を集めています。

また、改正独禁法の可決に伴い、2022年6月27日、中国の国家市场监督管理总局は、「独占協定の禁止に関する規定」、「市場支配的地位濫用の禁止に関する規定」、「事業者集中審査に関する規定」等、合計6つの独禁法関連規定(ガイドライン)の意見募集稿を公布しました。本稿執筆時点(2022年8月9日時点)で、これら関連規定は未施行ですが、既に意見募集期間は終了しており、今後、それ程の時間を置くことなく、これら関連規定も正式に施行されることが予想されます。

本稿では、改正独禁法及び独禁法関連規定(意見募集稿)のうち、日系企業の実務にも直接影響を与え得る重要な点についてご紹介致します。

2. 独占協定の禁止に関する改正

改正独禁法は、「独占協定」、すなわち、「競争を排除し、若しくは制限する合意、決定又はその他の協同行為」のうち、競争関係にある事業間で行われる水平的独占協定(価格、市場分割カルテル等)及び取引先との間で行われる垂直的独占協定(再販価格維持等)の禁止規定を定めています。これら規制の大枠は、旧法を引き継ぐ一方で、改正独禁法では、罰金上限額の大幅な増加・個人罰の創設、垂直的独占協定に係るセーフハーバーの創設、禁止対象の拡大など、重要な変更が加えられています。

(1) 罰金額の増額・個人罰の創設

以下は、独占協定に関する罰金の旧法・改正独禁法の比較表です。全体として、罰金上限額が増加している点に加えて、独占協定に関与した個人に対する罰金が新設されている点が注目されます(「改正独禁法」56条、62条)¹。

独占協定に関する罰金		
対象行為	改正前	改正後
独占協定を締結し、実施	前年度売上高の1%～10%	前年度売上高の1%～10%
		<u>前年度売上高がない場合:500万人民元以下</u> <u>事業者の法定代表者、責任者が独占協定の締結に責任を負う場合:100万人民元以下</u>
独占協定を締結したが未実施	50万人民元以下	<u>300万人民元以下</u>
		<u>事業者の法定代表者、責任者が独占協定の締結に責任を負う場合:100万人民元以下</u>

¹ 旧法では、当局による調査妨害を行った個人に対する罰金は規定されていましたが、独占協定の締結・実施自体に関する個人に対する罰金は規定されていませんでした。

		<u>結に責任を負う場合:100 万人民币元以下</u>
調査妨害	個人:2 万人民币元以下。情状が重大な場合:2~10 万人民币元	<u>個人:50 万人民币元以下</u>
	企業:20 万人民币元以下。情状が重大な場合:20~100 万人民币元	<u>企業:前年度売上高の 1%以下。前年度売上高がない又は算定困難な場合:500 万人民币元以下</u>

さらに、改正独禁法は、「情状が特に深刻、影響が特に悪質、特に深刻な結果をもたらす場合」、上記金額の 2 倍以上、5 倍以下の罰金に処することができる旨を規定しています（「改正独禁法」63 条）。この情状による罰金額の引き上げが、どの程度、実際の実務で適用されるかは今後の運用を見る必要がありますが、少なくとも制度上の罰金上限額は、旧法と比較して、大きな増加が認められます。

近年、改正独禁法の施行前から、中国当局は、内資企業・外資企業を問わず、独禁法違反による企業の摘発を一層強化してきました。その流れを受けて、改正独禁法により罰金額が大幅に増加された経緯も考慮すると、中国でビジネスを行う日系企業としても、これまで以上にコンプライアンスへの意識を強化し、競合他社との接触に関する留意事項を始め、改めて社内全体での独禁法関連のコンプライアンス体制を見直すことが望ましいと思われるます。

(2) 独占協定に係るセーフハーバー

① 垂直的独占協定に係るセーフハーバーの創設

改正独禁法は、事業者と取引相手との間で行われる、再販価格の固定や最低再販価格の限定を垂直的独占協定として禁止しています。旧法下では、これら垂直的独占協定は「原則違法」の枠組みの下、低シェアの事業者でも成立し得る違法類型として認識されてきました。他方、改正独禁法は、「事業者が、競争の排除、制限効果を有しないことを証明できる場合」（「改正独禁法」18 条 2 項）、また、「事業者が、関連市場における市場シェアが国务院独占禁止法執行機関の定める基準より低いことを証明でき、かつ、国务院独占禁止法執行機関が定めるその他の条件に適合する場合」（「改正独禁法」18 条 3 項）は、垂直的独占協定を禁止しない旨を明記しました。この点に関して、関連規定（意見募集稿）は、具体的に以下の要件を満たした場合、垂直的独占協定は禁止されない旨を規定しています（「独占協定の禁止に関する規定（意見募集稿）」15 条）。

- (i) 事業者及び取引相手方の関連市場における市場シェアが、15%未満であること²
- (ii) 協定が競争を排除・制限することを証明する証拠がないこと

上記は、垂直的独占協定に係るセーフハーバーを導入し、事業者及び取引相手方の関連市場のシェアが 15%未満の場合、原則として((ii)に該当する特段の事情のない限り)、垂直的独占協定を処罰しない旨を規定したものと解されます。

このセーフハーバーの創設は、中国でも独禁法関連の実務家・学者から、賛成・反対双方の様々な意見が寄せられており、今後の関連規定正版の公布及び実際の運用動向を注視する必要がありますが、現時点では、企業としては、このセーフハーバー規定にかかわらず、引き続き垂直的独占協定の締結に対して慎重に対応すべきと思料されます。その理由は、自社及び取引先の「市場シェア」の確実な算定が容易ではない可能性があるためです。

具体的には、まず、「市場シェア」の分母として、依拠できるデータを入手できるか、という点が挙げられます。すなわち、各事業者の市場シェアは、当該市場の全体の規模（取引額・数量）を分母として算定されることが多いですが、当該市場の（中国における）取引額・数量に係るデータとして、中国の当局の理解を得られるものを入手できるか（そもそも存在するか）という点を検討する必要があります。業界によっては、中国の当局が公式にデータを発表している場合もありますが、そうでなければ、信頼性のある民間業者が公表するデータの使用を検討することになり、さらに、業界によっては、民間業者の作成資料含めそのようなデータが見当たらないケースもあると想定されます。また、そもそも「市場」がどのように定義・画定されるか、という点も問題になり

² シェアの数値については、国务院独占禁止法執行機関が別途規定している場合、その規定に準じるとされます。また、事業者及び取引相手方それぞれについて、その支配している又は決定性のある影響を与えるその他の実体の関連市場における市場シェアも合算する旨、及び、複数の取引相手方がいる場合、同一の関連市場における市場シェアを合算する旨が付記されています。

得ます。独禁法における「市場」の範囲は、原理・原則としては、「需要者にとっての代替性、及び供給者にとっての代替性」の観点で判断されますが、必ずしも一義的に決まるものではなく、ある程度、評価的な(中国当局による裁量的な認定の余地のある)概念といえます。そのため、自社が考える「市場」の範囲が、必ずしも中国当局が認定する「市場」と一致しないケースも想定され、その場合、自社が算定した「市場シェア」と中国当局が認定するそれは異なる結果となります³。

以上を考慮すると、「セーフハーバーが新設された」といっても、実務的には、代理店の再販価格拘束等の垂直的独占合意については、引き続き慎重な対応が求められ、少なくとも、自社内で従前把握している大まかな中国でのシェア感をもって、このセーフハーバーの該当性を判断することは避けるべきと思料されます。

② 水平的独占協定に係るセーフハーバー創設の見送り

取引相手方との間で行われる垂直的独占協定と異なり、競争事業者間で行われる水平的独占協定(価格、市場分割カルテル等)に関しては、改正独禁法上、セーフハーバーは規定されていません。改正独禁法の草案段階では、水平的独占協定についても、低シェアの事業者を免責するセーフハーバーに関する規定が存在しましたが、改正独禁法の正式版では、これが削除された経緯があります。競争の制限効果が特に大きいと考えられている水平的独占協定については、旧法下と同様、比較的低シェアの事業者も含め摘発・処罰対象とする当局の考えが顕れており、競争事業者との接触等に関しては、今後も、自社の中国でのシェア感に関わらず、留意が必要です。

(3) 禁止対象の拡大

① ハブ・アンド・スポークの規制

改正独禁法は、上記で述べた水平的独占協定及び垂直的独占協定に加えて、「ハブ・アンド・スポーク」と呼称される新たな類型の独占協定行為を規制しています。「ハブ・アンド・スポーク」とは、シンプルにいうと、他の事業者間の独占協定の仲介・サポート行為であり、改正独禁法上は、「事業者は、その他の事業者を組織して独占協定を締結し、又はその他の事業者が独占協定を締結することを実質的にサポートしてはならない」旨の定めで表現されています(「改正独禁法」19条)⁴。旧法下でも「事業者団体」による独占協定の幫助行為等に対する規制は存在しましたが、改正独禁法上の「ハブ・アンド・スポーク」は、個々の事業者、更には「競合以外の事業者」であっても、他の競争関係にある事業者間の独占協定の締結・実施に関与した場合に処罰される点に留意が必要です(具体的には、メーカーが、代理店から、代理店間の販売価格(代理店から小売業者等への卸売価格)の調整を求められ、これに応じるケースなどが想定されます。)

② 競争関係にある事業者の定義

水平的独占協定の主体である「競争関係にある事業者」の範囲に関して、関連規定(意見募集稿)が、実際の競争者のほか、潜在的な競争者、すなわち「一定期間内に関連市場への参入を計画しており、かつ、それが可能な事業者」を含む、旨を規定している点も注目されます(「独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」8条2項)。これまで述べてきた通り、水平的独占協定は競争の制限効果が特に大きいと考えられており、これも当該行為に関する規制強化の一つと考えられます。

³ さらに、取引相手方の正確なシェアの算定が可能か、という点も問題になると考えられます。取引相手方のシェア算定のためには、当該「市場」(商品・サービス)に係る、取引相手方の取引額や数量に関する情報が必要になりますが、そのような個別情報は探知できないことも多いと思われるためです。

⁴ 関連規定(意見募集稿)によれば、「組織」とは、「①事業者が、独占協定の当事者に該当しないものの、独占協定の達成及び実施の過程において、協定の主体範囲、主要な内容、履行条件等に対して決定的又は主導的に作用した場合、②事業者が複数の取引相手方と協定を締結し、故意に競争関係にある取引相手方間において、当該事業者を通じて意思疎通又は情報交換を行わせ、水平的独占協定を締結させた場合」(「独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」17条2項)を指すとされ、また「実質的なサポート」とは、「事業者が、上記の「組織」行為を行っていないものの、独占協定の締結又は実施をサポートし、かつ、競争の制限・排除に係る因果関係が存在し、著しい作用を及ぼす行為をいう」(「独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」17条3項)とされます。

3. 事業者集中申告に関する改正

改正独禁法は、一定の「申告基準」に達する「事業者集中」を行う場合、事業者は事前に当局に申告しなければならず、申告をしていない場合、事業者集中を実施してはならない旨を規定しています。いわゆる Merger filing、すなわち、M&A 取引等を行う際の独禁法上の申告ですが、中国の該当制度は、申告後、審査完了(クリアランス取得)までに要する時間が比較的長く、取引全体のスケジュールに影響を与える障害として、M&A 実務において、関心の高い規制と思われれます。当該規制に関して、改正独禁法は、申告基準を一定緩和する方向を打ち出す一方で、「ストップ・ザ・クロック」と呼称される、申告が必要になった場合の審査期間に重大な影響を与え得る制度を新設しました。また、独占協定と同様、規制違反時(申告義務の懈怠時)の罰金額を大幅に引き上げています。

(1) 申告基準の改正

従前から、中国の事業者集中に係る申告基準として、以下が規定されています(「事業者集中申告基準に関する規定」3条)。

- ① 集中に参加する全ての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が 100 億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超える。又は
- ② 集中に参加する全ての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が 20 億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超える。

上記のうち、各事業者の中国国内売上高の閾値が 4 億人民元と比較的低い点に留意が必要です。特に中国ビジネスの規模が相応に大きい日本企業にとっては、これを超過して、中国での合併企業設立や、中国現法の持分譲渡時に、中国独禁当局への申告が必要になるケースが多数存在しました。今般の改正独禁法に付随する関連規定(意見募集稿)は、この各事業者の中国国内売上高に係る閾値を「4 億人民元」から「8 億人民元」に引き上げています(「経営者集中申告基準に関する規定(意見募集稿)」3条)⁵。

本稿執筆時点(2022年8月9日時点)で、当該関連規定の正版は公布されておらず、「8 億人民元」という数値自体は確定していませんが、旧法時代から約 15 年を経て、企業(特に中国内資企業)の中国でのビジネス規模は拡大しており、このような実態を踏まえ、何らかの形で売上高閾値の規模は引き上げられると予想されます⁶。

(2) 「ストップ・ザ・クロック」の新設

申告を行った場合の当局の審査期間について、改正独禁法は、第 1 次審査期間(30 日以内)、第 2 次審査期間(90 日以内)、更なる審査が必要な場合の延長期間(60 日以内)を規定しています。この枠組み自体は、旧法と同様ですが、その運用に関して、改正独禁法は、「ストップ・ザ・クロック」と呼称される制度を新設しました。すなわち、改正独禁法は、以下のいずれかの状況がある場合、当局は、事業者集中の審査期間の計算を中止する(該当事由が解消した時点から引き続き計算する)旨を規定しています(「改正独禁法」32条)。

- ① 事業者が規定に従って書類、資料を提出せず、審査を進められない場合
- ② 事業者集中の審査に重大な影響を与える新たな状況、事実が発生し、事実確認をしなければ審査を進められない場合

⁵ その他、①の「100 億人民元」を「120 億人民元」へ、②の「20 億人民元」を「40 億人民元」へ、それぞれ引き上げています。また、関連規定(意見募集稿)は、これとは別の類型として、(i)集中に参加する全ての事業者のうち、一つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高が 1,000 億人民元を超え、(ii)買収される事業者の市場価値(又は評価)が 8 億人民元以上、かつ、前会計年度の中国国内における売上高がその全世界における売上高の 3 分の 1 を超える場合にも、申告を義務付けており(「経営者集中申告基準に関する規定(意見募集稿)」4条)、これは主に中国国内の IT 企業を始めとする超巨大企業が、将来の競合相手となり得るスタートアップを買収する Killer Acquisition の防止を企画した新設規定と言われています。

⁶ なお、申告基準の引き上げの動きが見られる一方、改正独禁法は、「事業者集中が申告基準に達していないが、当該事業者集中が競争を排除又は制限する効果を有する若しくはその可能性があることを証明できる証拠がある場合、国务院独占禁止法執行機関は事業者に対し申告を行うよう要求することができる」(「改正独禁法」26条2項)とも規定しており、売上規模を問わず、事業者に申告義務を課す余地を留保している点は注意が必要です。

③ 事業者集中に付加する制限的な条件をさらに評価する必要があり、かつ、事業者が中止請求を提出する場合

当該制度の新設は、申告後、審査期間の超過のおそれが生じた場合に、事業者において当初の申告を撤回し、再申告を余儀なくされる事態を回避でき、事業者にとってもメリットがあると言われている一方で、審査完了時期が不透明になるおそれもあるように思われます。すなわち、従前は、申告書の提出、或いは申告書の正式受理まで至れば、審査完了(クリアランス取得)の時期はおおよそ予測可能でした。特に、当事会社のシェアが一定値以下であること等を理由として「簡易審査手続」が認められた場合、原則的に上記第1次審査(30日以内)で審査が完了したため、その前提で、M&A取引の実行時期を予定するプラクティスが比較的一般的であったと思われます。

今後、「ストップ・ザ・クロック」制度の運用次第では、上記プラクティスに影響を与える可能性があります。特に、実務上、申告書受理後に当局から補足質問・追加資料提出の要請を受けることがよくありますが、それに対する事業者側での回答・資料準備期間が、上記の①や②に該当する場合、容易に「ストップ・ザ・クロック」が発動されるおそれがあります⁷。「ストップ・ザ・クロック」が容易に発動される場合、審査完了時期の事前予測が困難になり、M&A取引の実行時期やそれに関する事業者側の公表準備の対応にも影響を及ぼし得るため、この点に関する今後の当局の運用には留意が必要です。

(3) 申告懈怠の罰則強化

以下は、事業者集中の違法実施(申告義務の懈怠)に関する罰金の旧法・改正独禁法の比較表です。

事業者集中の違法実施に関する罰金	
改正前	改正後
50万人民元以下	競争制限効果を有する又はそのおそれがある場合: 前年度売上高の10%以下 競争制限効果を有しない場合: 500万人民元以下

従前、50万人民元以下、と比較的低額な罰金が規定されていましたが、競争制限効果を有する又はそのおそれがある場合、前年度売上高の10%以下と相当の増加が認められます(「改正独禁法」58条)。さらに、改正独禁法は、前述の独占協定に関する罰金と同様、「情状が特に深刻、影響が特に悪質、特に深刻な結果をもたらす場合」、上記金額の2倍以上、5倍以下の罰金に処することができる旨を規定しています。

近年、中国の独禁当局は、申告義務の懈怠についても摘発を強化しており、当局が公表するデータによれば、直近3年間の摘発事例(立件数)は、2019年の36件、2020年の21件から、2021年には約200件まで激増しており、また、その対象に日系企業が含まれるケースも存在します。このような近時の摘発ケースの増加に加えて、改正独禁法による申告義務懈怠時の罰金額の大幅増も考慮すると、中国で一定の売上を有する事業者としては、M&A取引等を行う際、中国での事業者集中申告の要否について、必要に応じた専門家の意見取得も含め、確実な検討を行うべきでしょう。

4. 終わりに

改正独禁法は、全体として、違反があった場合の制裁を強化する改正が多く、上記で述べたほかにも、「公益訴訟」、すなわち、事業者が独占行為を実施し、社会公共利益を侵害した場合に、検察院が裁判所に対して民事公益訴訟を提起することを認める

⁷ このような、当局による補足質問等への事業者側での対応期間が、実際に「ストップ・ザ・クロック」の対象になるかは、今後の運用を見る必要がありますが、改正独禁法の草案段階では、より明確に「事業者が当局の要求に応じて、補充文書、資料を提出する場合」も、「ストップ・ザ・クロック」の対象に含まれていた点は留意が必要です。


制度(「改正独禁法」60条)⁸、更には、独禁法違反に関する刑事罰の追加の可能性⁹について規定する条項(「改正独禁法」67条)も新設されています。

中国の独禁法は、業界を問わず、中国でビジネスを行う全ての事業者に関わりのある規制であり、日系企業としても従前から意識をもってコンプライアンスに取り組んできた分野ですが、近年の当局による取り締まり・摘発の更なる強化、そして、今般の改正独禁法施行を受け、今一度自社の体制が万全か、見直すべきタイミングと思われる。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁸ 当該制度の新設により、独禁法違反のあった事業者は、取引相手方や消費者のみでなく、中国の検察院からも民事訴訟を提起されるリスクを負うことになります。

⁹ 現行の刑事法上、独禁当局による調査の妨害に関する刑罰が定められています。これに加えて、独占協定の締結・実施などの改正独禁法上の禁止規定への違反について、(改正独禁法上の行政罰に加えて)刑事法上の刑事罰が追加されるのか、今後の立法動向に留意が必要です。